

答 申 第 233 号

平成18年6月30日

千葉県公安委員会

委員長 安藤 轟勇 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年7月27日付け公委(会)発第1号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成17年2月22日付けで審査請求人から提起された平成16年12月20日付け会発第760号及び同日付け会発第761号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった行政文書の不開示とした部分のうち、別表1に係る部分を開示すべきである。実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が平成16年12月20日付け会発第760号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定1」という。）及び同日付け会発第761号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定2」という。）の取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件決定1及び本件決定2（以下「本件決定1」及び「本件決定2」を併せて「本件決定」という。）の違法性について

ア 捜査費は不正支出されており、不正支出隠蔽を目的とする不開示処分は違法・無効である

捜査費とは、本来、刑事・保安・交通等各種犯罪に伴う情報提供者・捜査協力者に対する謝金及び謝金支払に関連して必要となる諸雑費（接触費・交通費等）である。

本件決定は、覇東行為であり、実施機関に裁量判断の余地はない。したがって、そもそも、本件決定は、千葉県情報公開条例（平成12年条例第65号。以下「条例」という。）が認めた不開示事由の本来の目的を実現するためにのみ、認められるべきものであり、本来の目的以外の目的のためになされた本件決定は、違法となる。

以下に詳論するとおり、本件捜査費の支出は、架空かつ不正な支出である。そして、本件決定は、本件捜査費の支出が架空かつ不正な支出を隠蔽するという条例が是認する不開示事由の本来の目的以外の目的のために行われたものである。

したがって、本件決定は、条例第8条の不開示事由の該当性を検討するまでもなく、違法である。

イ 警察の不正経理の常態化はつとに指摘されてきたところである

各行政機関のなかで警察ほど予算をルーズに運用している組織はないといわ

れている。

「警察官の最も日常的な仕事は、裏金捻出のためのカラ出張、カラ会合、実際には支払われることのない協力者謝礼や参考人の旅費・日当の請求といった偽造文書作りであり、捻出された裏金は、主として、キャリアの警察官僚の飲食代金と餞別に使われている。異動していくキャリアが受け取る餞別の額は、トータルして数百万円。本部長ともなれば、1000万円以下ということはない。」との指摘もある。

警察の組織的な腐敗、とりわけ現場のノンキャリアにカラ出張やカラ手当の操作をさせて、これをキャリア組が転任の餞別名目や行動費として吸い上げるという指摘や告発はかなり以前からなされており、警察内部では、不正経理が常態化し、裏金捻出が恒常的に行われてきたのである。

ウ 近時の内部告発によって明るみに出た事実は、氷山の一角である

近時、全国の各警察における捜査費に関する架空経理やカラ出張などの不正経理疑惑が、以下のとおり噴出している状況である。

- (ア) 警視庁における捜査費架空支出
- (イ) 北海道警における報償費不正支出
- (ウ) 静岡県警におけるカラ出張
- (エ) 福岡県警における捜査費不正支出疑惑
- (オ) 高知県警における捜査費不正支出疑惑
- (カ) 京都府警の捜査旅費不正支出疑惑
- (キ) 岐阜県警の犯罪捜査報償費の不正支出疑惑
- (ク) 愛媛県警の犯罪捜査報償費の不正支出疑惑
- (ケ) 宮城県警における裏金作りの内部告発

以上のように全国における警察の不正経理疑惑がとどまることを知らない状況で次々に明らかとなってきた。

このような多数の疑惑が噴出している状況は、警察における不正経理問題の根深さや広範さを裏付けているものであり、逆に言えば、内部告発等によって明るみに出た事実は、「氷山の一角」にすぎないことを示している。

エ 元北海道警警視長の仙台地方裁判所における法廷証言の意味するもの（北海道にあることは他の都道府県にもある）

北海道警察における報償費不正支出問題に関して、内部告発をした元北海道警警視長が、犯罪捜査報償費に関する情報公開訴訟が係属していた仙台地方裁判所に証人として出廷し、証言を行った。

この証言のポイントは以下の7点である。

- (ア) 北海道警には、犯罪捜査報償費を正規に支払って運営している協力者なるものは存在しない。

- (イ) 北海道警では、犯罪捜査報償費に関する会計書類は全部偽造し、犯罪捜査報償費は全額裏金にまわされていた。
- (ウ) 警察庁もかかる悪しき慣習を知っていた。
- (エ) 宮城県警にも、北海道警と同様のことがあると推測される。
- (オ) (正規に支出されていれば) 犯罪捜査報償費は犯罪の増減により自ら支出に変化があつてしかるべきである。
- (カ) 「全部使い切りなど支出に一定の傾向で出てくるのは、予算に限界があるからである」という宮城県警の主張は成り立たない。
- (キ) 犯罪捜査報償費を支出する協力者が多数存在しているならば、協力者の身の保全と協力者から得られた情報の管理・有効活用を図るシステムが存在しなければならない。

以上から、宮城県警における犯罪捜査報償費が、真実は捜査協力者らに対する支出の実態がなく、架空且つ不正な支出であることは、以上のような各点から明らかである。北海道警にあることは、宮城県警にもそして千葉県警にもある。

- (2) 不正支出であり文書の記載は虚偽であり、不開示事由には該当しない

ア 本件決定の根拠とする不開示事由

本件決定は、捜査費について、「条例第8条第2号該当」、「条例第8条第4号該当」をそれぞれ理由とするものである。

しかし、以下に検討するとおり、条例第8条の各不開示事由の解釈や立証責任の観点からしても、本件における捜査報償費に関する情報についての条例第8条各号の該当性は認めがたい。

イ 条例第8条第2号の非該当性

本件決定の行政文書には、「捜査協力者の氏名等、特定の個人を識別することができる情報が記載されている」として、条例第8条第2号該当をいうものである。

しかし、前記(1)のとおり、捜査費は存在しない捜査協力者に対して架空支出されており、「捜査協力者の氏名等、特定の個人を識別することができる情報が記載されている」とされる本件決定の行政文書自体、偽造によるものである。

したがって、偽造文書である以上、特定の個人が識別されることにより、同人のプライバシーが侵されることは到底あり得ないのであるから、条例第8条第2号の該当性が認められることはない。

ウ 条例第8条第4号の非該当性

部分開示とは聞こえはよいが、全部不開示に等しいと言わざるを得ない。

捜査費の支出は架空であり、捜査協力者などは一切存在していないのであるから、「犯罪の捜査等に支障があり」、「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」や「適切な警察事務の運営、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれ」など生じ得ない。したがって、条例第8条第4号の該当性が認められない。

- 3 以上のとおり本件決定は違法であり、条例第8条各号の不開示事由の該当性も認められないことから、その取消しを求める。

### 第3 千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）の説明要旨

諮問実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件決定について

##### (1) 開示請求の内容について

審査請求人は、「平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち、捜査諸雑費を除くもの全て」（以下「本件請求1」という。）及び「平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち、捜査諸雑費に関するもの全て」（以下「本件請求2」という。）の行政文書開示請求をした。

##### (2) 本件請求1及び本件請求2に対する本件決定について

###### ア 本件請求1に対する本件決定1について

本件請求1に対する行政文書として、

(ア) 平成15年度の少年課及び交通指導課の捜査報償費支出に係る現金出納簿（県費）（以下「本件現金出納簿」という。）

(イ) 平成15年度の少年課及び交通指導課の県費捜査費証拠書類（表紙、捜査費総括表、捜査費支出伺、支払精算書（添付書類である出席者名簿及び領収書を含む。）、返納決議書及び年度末返納に係る領収書）（以下「一般捜査費証拠書類」という。）

を特定し、本件決定1を行った。

###### イ 本件請求2に対する本件決定2について

本件請求2に対する行政文書として、

(ア) 本件現金出納簿

(イ) 平成15年度の少年課及び交通指導課の県費捜査費証拠書類（表紙、捜査費総括表、捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票（領収書等添付書類を含む。）、返納決議書及び年度末返納に係る領収書）（以下「捜査諸雑費に関する証拠書類」という。）

を特定し、本件決定2を行った。

なお、本件現金出納簿及び捜査諸雑費に関する証拠書類のうち、表紙、捜査費総括表、返納決議書及び年度末返納に係る領収書は本件請求1に対して特定した行政文書と同一のものである。

##### (3) 不開示理由について

本件現金出納簿、一般捜査費証拠書類及び捜査諸雑費に関する証拠書類には、

捜査報償費に係る個別の執行の情報等が記録されており、これらの情報を公にすることにより、

ア 捜査活動の状況が推察され、被疑者等において逃亡、証拠隠滅等のおそれや、犯罪を企図する者等による対抗措置のおそれがあること

イ 捜査等に関する情報提供者及び捜査協力者等(以下「情報提供者等」という。)が特定又は推測され、これらの者に対する被疑者等による報復のおそれや、今後の協力が得られなくなるおそれがあること

ウ 特定の個人を識別することができる情報である個人の氏名、住所及び印影が記載されていること

エ 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影が記載されていること

から、条例第8条第2号及び第4号並びに本件決定時に適用されていた千葉県情報公開条例第8条第2号又は第3号に該当する情報について開示の特例を定める条例附則第4項の警察職員を定める規則(平成14年千葉県規則第6号。以下「特例規則」という。)に定める不開示情報に該当すると判断し、本件決定をした。

## 2 具体的な不開示理由について

### (1) 捜査費の一般的な概要

#### ア 捜査費の性格

捜査費は、犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者等に対する諸経費であり、特に、緊急を要し、正規の支出手続きを経ては事務に支障を来し、又は秘密を要するため、通常の出支手続きを経ることができない場合に使用できるよう現金経理が認められている。

#### イ 捜査費の一般的な用途

(ア) 犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための経費であり、以下のとおり分類される。

a 聞き込み、張込み、追尾等に際し必要となる交通費、飲食費、物品費等の諸経費

b 拠点等のための施設の借上げ等に要する経費

c 早朝、深夜等における捜査員の交通費等

(イ) 捜査等に関する情報提供者等に対する経費であり、以下のとおり分類される。

a 情報提供者等に対する謝礼

b 情報提供者等との接触に要する経費等

#### ウ 捜査費の執行の流れ

捜査費の会計経理については、警察本部長を警察全体の出納責任者たる取扱責任者とし、捜査費を執行する警察本部の担当課長及び警察署長を各所属にお

ける出納の責任者たる取扱者としている。

(ア) 捜査費の交付

捜査費の取扱者は、継続中の捜査の進展状況や今後予想される事案等を踏まえて、翌月の所要額を、総務部会計課長を経て捜査費の取扱責任者に申請する。取扱責任者は、各取扱者の申請内容と県下の犯罪情勢等を総合的に勘案して交付額を決定し、各取扱者に捜査費を交付する。

(イ) 個別の執行の手続き

取扱者は、経費の緊急性又は秘匿性にかんがみ、捜査費（現金）による経費の支払の必要を認めたときは、捜査員に当該経費の額に相当する額をあらかじめ交付し、当該捜査員は債主（情報提供者、飲食店等）に対して所要の支払をした後、取扱者に対して支払精算書に領収書等を添付して精算を行う。

なお、捜査員が日常の捜査活動（情報収集、聞き込み、張込み、尾行等）において緊急又は秘匿に使用する少額多頻度にわたる軽微な経費である捜査諸雑費は、取扱者から中間交付者（警察本部においては担当課長補佐等、警察署においては捜査部門の課長）を経て一定額があらかじめ捜査員に交付され、支払後の精算も中間交付者を経て行う。

エ 国費捜査費と県費捜査費

警察法施行令（昭和29年政令第151号）第2条は、都道府県警察に要する経費のうち国庫が支弁すべきものを規定しており、捜査費についても同条に該当するものについては国費から、その他のものについては県費から執行される。

(2) 特定した行政文書の内容

ア 本件現金出納簿

本件現金出納簿は、現金経理である捜査費について、受入と支出の明細を明らかにするために記帳している帳簿である。

具体的な記載内容については、捜査費の受入及び支出の年月日、金額、差引残高、月分計額及び累計額のほか、受入の理由及び支出の理由である事件名等、捜査員等の階級・氏名、取扱者及び取扱補助者（当該所属の課長代理）の印影、取扱者の交替に伴う事務引継事項が記録されている。

イ 一般捜査費証拠書類

(ア) 捜査費総括表

月分ごとに捜査費の支払及び精算終了後に当月受入と支出等を総括して記録する書類である。

捜査費総括表の具体的な記録内容は、取扱者の職名、階級、氏名及び印影、前月より繰越額（当該月の前月末の残額）、本月受入額（当該月に資金前渡吏員から交付された金額）、本月支払額（当該月に捜査員等に概算交付した

額の合計額から精算による返納額の合計額を除いた額)、残額(当該月の月末の残額)、前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額(当該月前月に概算交付された捜査費が当該月に精算された場合の返納額又は追給額)、本月概算交付し、翌月に精算した結果の返納額又は追給額(当該月に概算交付された捜査費が当該月の翌月に精算された場合の返納額又は追給額)である。

(イ) 返納決議書

捜査費の残額は、年度ごとに資金前渡吏員へ返納するが、その際、年度、返納額、返納年月日を明らかにする書類である。

当該行政文書の具体的記載内容は、取扱者及び取扱補助者の印影、出納簿登記者の印影、返納決議年月日、当該年度分の捜査費返納額、返納年月日である。

(ウ) 年度末返納に係る領収書

年度末返納に係る領収書は、資金前渡吏員が捜査費の残額を領収した事実を明らかにする書類である。

当該行政文書の具体的記載内容は、取扱者、領収した返納金額、年度、領収年月日、領収者の職名、氏名及び印影である。

(エ) 捜査費支出伺

捜査費支出伺は、取扱者が捜査員等に捜査費を交付する際に作成する書類である。

当該行政文書の具体的記載内容は、取扱者及び取扱補助者の印影、出納簿登記者の印影、発議年月日、支出額、捜査員等の勤務課名、官職、氏名、金額、支出事由、交付年月日であり、計の欄には捜査員等に交付した金額の合計額が記録されている。

(オ) 支払精算書

支払精算書は、捜査員等が取扱者に対して自らが執行した捜査費の精算をするために提出する書類である。

当該行政文書の具体的記載内容は、発議年月日、捜査員等の所属長名、官職、氏名及び印影、受領年月日、既受領額、支払額、差引過不足額、支払年月日、支払事由、金額、取扱者及び取扱補助者の印影であり、計の欄には支払った金額の合計額が記録されている。

(カ) 支払精算書の添付書類としての領収書

支払精算書の添付書類としての領収書は、捜査費の個別の執行の過程において作成又は取得する書類であり、捜査費の支払事実を証明するために、捜査員等が支払精算書に添付するものである。

当該行政文書の具体的内容は、情報提供者等が謝礼金を受領した際に作成



する領収書にあつては、様式は定まっていないものの、おおむね当該捜査費の領収年月日、領収金額、領収した相手方等が記録されている。

また、捜査員が捜査活動の中で使用する交通費、飲食費、物品費等の諸経費の執行に際し、業者等が作成する領収書にあつては、業者等の任意の様式によるものであるため、記載されている内容も一様ではないものの、おおむね当該捜査費の領収年月日、領収金額、領収した相手方等が記録されている。

(キ) 支払精算書の添付書類としての激励慰労会出席者名簿

支払精算書の添付書類としての激励慰労会出席者名簿は、激励慰労費（捜査費）の精算に当たり作成する書類であり、具体的記載内容は、激励慰労会に参加した者の所属、分掌、階級及び氏名である。

ウ 捜査諸雑費に関する証拠書類

(ア) 捜査費総括表、返納決議書及び年度末返納に係る領収書は、一般捜査費証拠書類と同一文書である。

(イ) 捜査費支出伺

捜査費支出伺は、取扱者が中間交付者に捜査諸雑費を交付する際に作成する書類である。

当該行政文書の具体的記載内容は、取扱者及び取扱補助者の印影、出納簿登記者の印影、発議年月日、支出額、中間交付者の勤務課名、官職、氏名、交付人数、中間交付者ごとの官職、氏名、金額、支出事由及び交付年月日であり、計の欄には中間交付者ごとに交付した金額の合計額が記録されている。

(ウ) 捜査費交付書兼支払精算書

捜査費交付書兼支払精算書は、中間交付者が各捜査員に捜査諸雑費を交付したとき、及び精算したときに作成する書類である。

当該行政文書の具体的記載内容は、取扱者及び取扱補助者決裁欄の印影、出納簿登記者の印影、発議年月日、勤務課長名、中間交付者の官職、氏名及び印影、受領年月日、既受領額、交付額、支払額、返納額、捜査員ごとの交付年月日、官職、交付者名、交付額、支払額、返納額及び確認印であり、計の欄には捜査員ごとの交付額、支払額、返納額の合計額がそれぞれ記録されている。

(エ) 支払伝票

支払伝票は、捜査員が捜査諸雑費を執行した都度、作成する書類である。

当該行政文書の具体的記載内容は、発議年月日、捜査員の官職、氏名及び印影、支払年月日、金額、支払先、支払事由であり、合計の欄には金額の合計額が記録されている。

(オ) 支払伝票の添付書類としての領収書等

捜査諸雑費の個別執行の過程において作成、取得する書類であり、捜査諸

雑費の支払事実を証明するために、捜査員が支払伝票に添付するものである。

当該行政文書の具体的内容は、情報提供者等が軽微な謝礼金を受領した際に作成する領収書にあつては、様式は定まっていないものの、おおむね当該捜査諸雑費の領収年月日、領収金額、領収した相手方等が記録されている。

また、捜査員が日常の捜査活動の中で使用する軽微な交通費、飲食費、物品費等の諸経費の執行に際し、業者等が作成する領収書等にあつては、業者等の任意の様式によるものであるため、記載されている内容も一様ではないものの、おおむね当該捜査諸雑費の領収年月日、領収金額、領収した相手方等が記録されている。

エ 前記イの(エ)、(オ)、(カ)及びウの(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の行政文書においては、捜査費の一つの執行ごとに、その年月日、金額、支払事由等の各記載事項は、当該捜査費に係る独立した一体的な情報である。

(3) 条例第8条第2号及び第4号の該当性

ア 本件現金出納簿の不開示部分について

(ア) 本件現金出納簿の開示しない部分には、捜査費の月ごとの受入額や残額のほか、特定の事件名、当該事件を担当する警察官の官職・氏名、当該事件に係る交付額や返納額、執行年月日等が記録されており、捜査等の活動に密接に関連し、当該所属における、当該月の捜査活動等の実態そのものを反映し、数値的に表しているものである。これらの情報が公になれば、特定所属の個別の執行に係る情報や金額・件数の変動状況が明らかになり、事件発生や事件が伏在している可能性がある事案の報道等の情報、及び被疑者等事件関係者自身が持つ自らが関係した事件等の具体的内容の情報を比較・分析することにより、特定所属の捜査活動等の活発さや進展状況等の動向を推察される可能性が高まり、被疑者等事件関係者が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じる等、犯罪捜査に支障が生じるおそれがある。(条例第8条第4号該当)

(イ) また、事件を担当する警察官の官職・氏名、捜査費の支出状況等が公になれば、事件発生や事件が伏在している可能性がある事案の報道等の情報、及び被疑者等事件関係者自身が持つ自らが関係した事件等の具体的内容の情報を比較・分析することにより、情報提供者等が特定又は推察され、報復を受けるおそれや、今後の捜査協力が得られなくなるおそれがあるほか、担当警察官及び情報提供者等の本人のみならず、その家族等の生命や身体等に危害が及ぶおそれが十分にある。(条例第8条第2号、第4号及び特例規則該当)

イ 捜査費総括表の不開示部分について

(ア) 捜査費総括表の本月受入額及び本月支払額には、当該月における捜査費の受入支払金額が記録されており、これらの情報が公になれば、これらの額の

変動状況と事件発生や事件が伏在している可能性がある事案の進展状況が推察され、被疑者等事件関係者が、逃亡や証拠隠滅等を図るおそれや、犯罪を企図する者等が犯罪捜査の網をかいくぐって犯罪を敢行するおそれなどがあり、犯罪捜査に支障が生じるおそれがある。(条例第8条第4号該当)

(イ) 捜査費総括表の前月より繰越額及び残額には、前月又は本月に執行されなかった捜査費の金額が記録されており、これらの情報が公になれば、捜査活動が当初の思惑どおりに進展し、又は進展しなかったといった事実が明らかとなるため、被疑者等事件関係者が、逃亡や証拠隠滅等を図るおそれや、犯罪を企図する者等が犯罪捜査の網をかいくぐって犯罪を敢行するおそれなどがあり、犯罪捜査に支障が生じるおそれがある。(条例第8条第4号該当)

(ウ) 捜査費総括表の前月末未精算額を本月精算した結果の返納額、追給額、本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額及び追給額には、捜査活動が深夜に及んだときや遠方で行われたときなど、当該月に精算できず、翌月に精算した金額が記録されており、これらの情報が公になれば、月末から翌月当初にわたる捜査員の活動状況が明らかとなるため、被疑者等事件関係者が、逃亡や証拠隠滅等を図るおそれや、犯罪を企図する者等が犯罪捜査の網をかいくぐって犯罪を敢行するおそれなどがあり、犯罪捜査に支障が生じるおそれがある。(条例第8条第4号該当)

ウ 捜査費支出伺、支払精算書、支払精算書の添付書類としての領収書、激励慰労会出席者名簿、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票及び支払伝票の添付書類としての領収書等の不開示部分について

捜査費支出伺、支払精算書、支払精算書の添付書類としての領収書、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票及び支払伝票の添付書類としての領収書等の文書には、捜査費の具体的支払内容、支払年月日、支払先や支払金額等の記載事項が一体的な情報として記録されており、この情報を公にすることにより、捜査費の執行状況が明らかとなり、捜査活動の動向等を推察することができることから、事件発生や事件が伏在している可能性がある事案の報道等の情報、及び被疑者等事件関係者自身が持つ自らが関係した事件等の具体的内容の情報を比較・分析することにより、特定所属の捜査活動等の活発さや進展状況等の動向を推察される可能性が高まり、被疑者等事件関係者が、逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じる等、犯罪捜査に支障が生じるおそれがある。(条例第8条第4号該当)

また、捜査員や情報提供者等の特定の個人が識別又は推察される情報については、当該情報が公になり、被疑者等の事件関係者に当該捜査に携わっている事実や情報提供者等の警察への協力の事実が発覚する状況等が生じると、犯罪捜査の聞き込み等に対して妨害行為が行われるおそれや捜査員及び情報提供

者等の本人のみならず、その家族等の生命や身体等に危害が及ぶおそれが十分にある。(条例第8条第2号、第4号及び特例規則該当)

(ア) 捜査中事件の個別の執行に係る情報について

捜査費の個別の執行に係る警察官氏名、支払相手方、支払年月日、支払事由及び支払金額の情報は、捜査活動を費用面から表すものであり、一つの執行に関する情報それ自体が捜査に関する情報であるばかりでなく、これを事件ごとの一連のものとして捉えれば、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法及び捜査の進展状況といった各種捜査情報を反映する情報とみることができる。

このことをかんがみると、本件決定した行政文書には、本件決定時点で現に捜査継続中の事件(関連事件の捜査等が継続中のものを含む。)の個別の執行に係る警察官氏名、支払相手方、支払年月日、支払事由、支払金額の情報を記録したものが含まれており、これらの情報を公にすれば、当該事件捜査に係る捜査状況等が明らかとなり、被疑者等事件関係者が逃亡、証拠隠滅、更なる犯罪等を図るおそれがあり、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。(条例第8条第4号該当)

(イ) 捜査中事件以外の事件の個別の執行に係る情報について

捜査費の捜査中事件以外の事件の個別の執行に係る警察官氏名、支払相手方、支払年月日、支払事由及び支払金額の情報は、当該事件捜査が終了していることから、これらを公にしても、当該事件に関しては、被疑者等事件関係者による逃亡等のおそれはない。

しかしながら、前述のとおり、これらの個別の執行に係る情報は、一連のものとして捉えれば事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法及び捜査の進展状況等の各種捜査情報を反映する情報であることから、個別の執行に係る情報の収集により、どのような事件に対して警察がどのような方針を執り、どのように捜査を進めて行ったかといった分析が可能となる。

このような個別の執行に係る情報に基づく捜査手法等の分析がどの程度可能であるかは、ケースバイケースであろうが、当該事件について新聞、雑誌等から得られる情報のほか、事件関係者等から得られる各種情報との照合により、かなりの精度で行うことができるケースも否定できない。

もちろん、開示請求者にそのような分析の意図があるとは限らないが、一度開示した情報は何人の手にも渡り得る上、分析の意図を有する者が同じ開示請求をした場合には同じ開示決定等を行うこととなるので、犯罪予防等情報該当性の判断はそのことを前提として行う必要がある。

以上のことをかんがみると、捜査中事件以外の事件に係る個別の執行に係る情報についても、これらを公にすることにより、警察の捜査手法等の分

析が可能となり、ひいては、将来においてこれらの捜査手法等に応じた犯罪を敢行するなどの対抗措置を講じられるおそれがある。(条例第8条第4号該当)

(ウ) 情報提供者等に係る情報について

本件決定した支払精算書、支払精算書の添付書類としての領収書、支払伝票及び支払伝票の添付書類としての領収書等の文書には、情報提供者等の個人の氏名、住所、印影や当該捜査に係る被疑者の氏名が記載されているものがあり、これらの情報は、特定の個人を識別することができるものであり、条例第8条第2号ただし書のイ、ロ又はハに掲げる公表予定情報や公務員の職務遂行情報等に該当しないものである。(条例第8条第2号該当)

(エ) 領収書作成業者の取扱者氏名等に係る情報について

捜査費の執行に際し、業者から受領した領収書には、当該領収書を作成した取扱者の氏名、印影が記載されているものがあり、これらの情報は、特定の個人を識別することができるものであり、条例第8条第2号ただし書のイ、ロ又はハに掲げる公表予定情報や公務員の職務遂行情報等に該当しないものである。(条例第8条第2号該当)

(オ) 警部補以下の階級にある警察官の氏名等に係る情報について

捜査費支出伺、支払精算書、支払精算書の添付書類としての領収書及び激励慰労会出席者名簿、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票及び支払伝票の添付書類としての領収書等の文書には、警部補以下の階級にある警察官の氏名や印影が記録されているものがある。(条例第8条第2号及び特例規則該当)

### 3 まとめ

諮問実施機関として条例の趣旨を重く受け止めているが、他方、いかなるものであっても、利用できるものはすべて利用してまで警察の手の内を探り、その裏をかこうとする犯罪集団のごときものがあるとすれば、それらに対して無防備でいることはできない。もし、万が一にも警察の手の内を犯罪集団にまで晒すようなことがあれば、長年の警察活動により培ってきた捜査手法や情報提供者等との信頼関係を根底から揺るがす事態を招きかねず、ひいては県民の生命、身体、財産等の安全に対する脅威をもたらす等、治安の著しい悪化を招き、県民に対して回復し難い不利益を課すこととなる。

これらのことを踏まえ、情報の開示と捜査に及ぼす支障とのバランスを考慮しつつ、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的見地から部分開示決定の判断は妥当なものである。

## 第4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び諮問実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

### 1 本件文書について

開示請求に係る行政文書は、平成15年度における生活安全部少年課及び交通部交通指導課の県費捜査費の支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類である。

実施機関は、財務会計帳票として本件現金出納簿を、支出証拠書類として一般捜査費証拠書類及び捜査諸雑費に関する証拠書類(以下各文書を一括して「本件文書」という。)を特定し、諮問実施機関の説明要旨1のとおり、本件決定を行ったものである。

本件文書のうち、実施機関が開示しなかった部分は別表2のとおりである。

### 2 警察における捜査費について

諮問実施機関の説明等によると、警察における捜査費は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 捜査費の性格について

捜査費は、犯罪の捜査等に従事する警察職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者等に対する諸経費であり、緊急又は秘密を要するため、通常の出払手続を経ることができない場合に使用できる経費で、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第161条第1項第13号の規定により資金前渡による現金経理が認められているものである。

#### (2) 捜査費の種類について

捜査費は、国庫が支弁する国費捜査費と県が支弁する県費捜査費に区分される。

国費捜査費は、警察法(昭和29年法律第162号)第37条第1項の規定を受けて、警察法施行令第2条に国費で執行できる経費が定められており、国から交付されるものであり、県費捜査費は、国費捜査費で執行できるもの以外の犯罪捜査等に執行できる経費である。

さらに、国費捜査費と県費捜査費は、それぞれ次のとおり一般捜査費と捜査諸雑費に分類される。

#### ア 一般捜査費

一般捜査費は、捜査諸雑費以外の経費で所属長の判断のもとに使用されるものであり、その用途は、主として事件捜査における家屋等の借上げや緊急に捜査等を行う場合の重機等の借上げ又は委託費などに要する経費である。

#### イ 捜査諸雑費

捜査諸雑費は、1件当たりの使用する額がおおむね3千円を限度とする少額なもので、捜査員各自の判断で使用できるものであり、その用途は、情報提供者に対する謝礼や早朝、深夜等における捜査員又は捜査協力者等の食糧費など

に要する経費である。

(3) 県費捜査費の会計処理について

捜査費は、前記2(1)のとおり、資金前渡による現金経理が認められており、この会計処理の流れは、おおむね次のとおりである。

ア 各所属長（取扱者）は、毎月、捜査費の翌月の必要額を決定し、本部長（取扱責任者）に請求する。

イ 本部長（取扱責任者）は、各所属長の請求に基づき所要額を決定し、これを出納長に請求し、出納長は、資金前渡吏員である総務部会計課長の口座に入金する。

ウ 本部長は、各所属長に交付する額を決定し、これを交付する。

エ 各所属長は、各捜査員に交付する額を決定し、これを交付し、現金出納簿に記帳する。なお、一般捜査費は所属長から直接各捜査員に交付され、また、捜査諸雑費は所属長から中間交付者（警察本部においては担当課長補佐等、警察署においては捜査部門の課長）に交付され、中間交付者から各捜査員に交付される。

オ 捜査員は、捜査費を使用し、不足があればさらに請求し、毎月末又は翌月に精算して残額を返納する。

カ 所属長は、各捜査員の精算を集計して所属としての精算を行い、残額を返納する。

3 不開示情報該当性について

諮問実施機関は、本件文書に記録されている情報のうち、不開示とした部分の大部分が、条例第8条第4号に該当すると説明していることから、まず、同号に該当するか否かを検討する。

なお、本件決定において不開示とした部分の一部分について、諮問実施機関から当審査会に対する口頭理由説明において、捜査活動との関連が薄いことなどを理由に開示するとの説明がなされた。

(1) 条例第8条第4号該当性について

ア 本号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報としている。

本号に定めるおそれがあるか否かの判断は、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が相当の理由があると認められるもの、すなわちその判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものと認められるものは、不開示情報とすることとしたものと解される。

## イ 具体的な判断

### (ア) 本件現金出納簿

- a 本件現金出納簿は、現金経理である捜査費について、現金の受入と支出の明細を明らかにするために記帳している文書であり、「年月日」欄には収入及び支払の月日が、「摘要」欄には県費捜査費が支出された具体的事件名、捜査員の階級及び氏名等が、「収入金額」欄には受入金額及びその月計額・累計額が、「支払金額」欄には個別の支払額及びその月計額・累計額が、「差引残高」欄には入出金前後の差引残高及び月計額・累計額の差引残高が記録されている。
- b このうち、月分の捜査費の受入に係る「年月日」欄、「摘要」欄、「収入金額」欄、「支払金額」欄及び「差引残高」欄（4月分に限る）に記録された情報、並びに月分計及び累計に係る「年月日」欄、「摘要」欄、「収入金額」欄、「支払金額」欄及び「差引残高」欄に記録された情報については、公にすることにより、月ごとの捜査費の執行状況が明らかになり、当該所属の捜査活動の活発さがある程度推測されるとは考えられるが、具体的な事件等、個別の捜査費の入出に係る情報ではないことから、捜査活動との関連が希薄であるとも言え、月ごとの捜査費の執行状況が明らかになるからといって、当該所属の捜査活動の実態が明らかとなるおそれ、その進展状況が推察されるおそれ、ひいては被疑者等の事件関係者が、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがあるとまでは認めることはできない。

よって、これらの情報は、本号に該当するとする諮問実施機関の説明は、理由がなく、開示すべきである。

なお、月分の捜査費の受入に係る「差引残高」欄（4月分を除く）は、月分の捜査費の受入に係る行と前月分の月分計及び累計に係る行との間に個別の捜査費の入出状況が記録されていることから、月の途中の残高額が記録されていることが認められる。

そうすると、この情報を公にすることにより、1ヶ月よりさらに細かく限定された期間内における捜査費の入出状況が明らかになり、個別の捜査費の入出内容が推察され、これにより、当該所属の捜査活動の実態が明らかとなるおそれ、その進展状況が推察されるおそれ、ひいては被疑者等の事件関係者が、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがあるものといえる。

よって、この情報は、諮問実施機関の説明が合理性を持つものとして許容される限度内のものであると認められ、本号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- c 取扱者の交替に伴う事務引継ぎに係る記述、年月日及び取扱者の職・氏名等の情報、並びに取扱者の交替の月日までの計及び累計に係る「年月日」欄、



「摘要」欄、「収入金額」欄、「支払金額」欄及び「差引残高」欄に記録された情報は、取扱者交替に伴い、前任の取扱者がそれまでの捜査費の執行状況を確認し、後任の取扱者に引き継いだものであることが認められ、取扱者が月ごとの捜査費の執行状況を確認する月分計及び累計に係る各欄に記録された情報と何ら変わりがないものであることが認められる。

そうすると、これらの情報を公にすることにより、当該所属の捜査活動の実態が明らかとなるおそれ、その進展状況が推察されるおそれ、ひいては被疑者等の事件関係者が、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがあるとまでは認めることはできない。

よって、これらの情報は、本号該当をいう諮問実施機関の説明は、理由がなく、開示すべきである。

- d 前記 b 及び c に加えて、生活安全部少年課分における次葉への繰越、前葉より繰越に係る「年月日」欄（次葉への繰越分は除く）、「収入金額」欄、「支払金額」欄及び「差引残高」欄に記録された情報、並びに交通部交通指導課分における 3 頁の次葉への繰越、4 頁から 6 頁の前葉より繰越に係る「年月日」欄（次葉への繰越分は除く）、「収入金額」欄、「支払金額」欄及び「差引残高」欄に記録された情報は、現金出納簿の記載方法上の必要から設けられているものであり、これを見分したところ、前記 b で開示すべきと判断した月分計及び累計に係る「収入金額」欄、「支払金額」欄及び「差引残高」欄等に記録された情報から、容易に算出できるものであると推認される。

よって、これらの情報は、本号に該当するとする諮問実施機関の説明は、理由がなく、開示すべきである。

- e 交通部交通指導課分の激励慰労費の交付に係る「年月日」欄、「摘要」欄、「収入金額」欄及び「支払金額」欄に記録された情報は、捜査員等に対する激励慰労費の入出に関するものであり、激励慰労費は、具体的な事件等の捜査費に関するものではないことやこの情報に係る一般捜査費証拠書類が本件決定 1 で開示されていることを踏まえると、本号該当をいう諮問実施機関の説明は、理由がなく、開示すべきである。

- f 上記 b、c、d 及び e 以外の情報については、個別の捜査費が入出された月日、金額、具体的事件名、捜査員の階級及び氏名等が記録されていることが認められ、以下の理由により、諮問実施機関の説明が合理性を持つものとして許容される限度内のものであると認められ、本号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (a) これらの情報は、公にすることにより、個別の事件の捜査状況が把握され、報道等の情報及び被疑者等事件関係者自身が持つ自らが関係した事件等の具体的内容の情報を比較・分析することにより、当該所属の捜査活動

の実態が明らかとなるおそれ、その進展状況が推察されるおそれ、ひいては被疑者等の事件関係者が、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがあるものといえる。

(b) また、既に捜査が終了した事件に関する情報についても、これらの情報を公にすることにより、過去の警察の捜査手法等の分析が可能となり、将来において捜査手法等に応じた犯罪を敢行するなどの対抗措置が講じられるおそれがあるものといえる。

(c) さらに、捜査員の氏名は、公にすることにより、被疑者等の事件関係者に当該事件に携わっていることがわかり、犯罪捜査の聞き込み等に対して妨害行為が行われるおそれや捜査員本人のみならず、その家族等の生命や身体等に危害が及ぶおそれがあるものといえる。

(イ) 一般捜査費証拠書類

a 月分捜査費総括表

月分捜査費総括表は、月ごとにおける捜査費の受入と支出を総括している文書であり、前月からの繰越額、月ごとの受入額、支払額及び残額、前月に概算交付された捜査費が当該月に精算された場合の返納額又は追給額、当該月に概算交付された捜査費が当該月の翌月に精算された場合の返納額又は追給額が記録されている。

捜査費総括表の不開示とした部分の情報は、具体的な事件等、個別の捜査費の入出に係る情報ではなく、月ごとの捜査費の入出に係る情報であることから、前記(ア)bの前段で判断したとおり、本号に該当するとする諮問実施機関の説明は、理由がなく、開示すべきである。

b 捜査費支出伺

(a) 捜査費支出伺は、各所属長が担当捜査員等に捜査費を交付する際に作成される文書であり、個別の支出事由、捜査費の交付を受ける捜査員の官職、氏名、交付する金額、交付年月日、支出伺の年月日、交付する合計金額及び所属名のほか、取扱者、補助者及び現金出納簿登記者の印影が記録されている。

(b) これらの情報のうち、「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄に記録された印影は、警部以上の職にある捜査員でない警察職員が、会計処理の決裁あるいは確認をするために押印しているものと認められる。

また、所属名についても、本件請求が所属を特定して行われていることが認められる。

諮問実施機関は、当審査会に対する口頭理由説明において、所属名、「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄に記録された印影を部分的に開示することにより、部分開示された捜査費支出伺の枚数を通じて、事

案の報道等の情報、及び被疑者等事件関係者自身が持つ自らが関係した事件等の具体的内容の情報を比較・分析すると、当該所属の捜査活動の実態が明らかとなるおそれ、その進展状況が推察されるおそれがあると説明する。

ところで、捜査費支出伺は、所属長が個別の事件等を担当する捜査員等に捜査費を交付する際に作成する文書であるが、作成に当たっては必ずしも個別の事件ごとに作成するものではなく、当該月に交付する捜査費について作成するものであることが認められる。

そこで、所属名、「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄に記録された印影を部分的に開示することにより、部分開示された捜査費支出伺の枚数と月別の捜査費の入出状況等を照合すると、当該所属の捜査活動の活発さがある程度推測されることは考えられる。

しかしながら、捜査費支出伺の枚数が明らかになるからといって、当該所属の捜査活動の実態が明らかとなるおそれ、その進展状況が推察されるおそれ、ひいては被疑者等の事件関係者が、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがあるとまでは認めることはできない。

よって、所属名、「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄に記録された印影は、本号に該当するとする諮問実施機関の説明は、理由がなく開示すべきである。

- (c) 上記(b)以外の情報については、特定の事件名が記録されているなど、いずれも個別の捜査費の支出に関するものであり、前記(ア) f (a) 及び(b) でした判断のとおり、諮問実施機関の説明が合理性を持つものとして許容される限度内のものであると認められ、本号に該当し、不開示とすることが妥当である。

c 支払精算書

- (a) 支払精算書は、担当捜査員等が各所属長に捜査費の精算を報告するために作成される文書であり、具体的な捜査費の支払事由、支払年月日、支払金額、支払精算の年月日が記録されているほか、支払精算の宛名、捜査員の官職、氏名及び印影、捜査費の受領年月日、既受領額、支払額、差引過不足額、返納・不足の別、返納・支出の別、返納額・不足額の別、返納・領収の別、領収等年月日、領収印が記録されている。

また、領収書を徴することができなかつた理由が「支払事由」欄に記録されたとおりであることを確認する記名押印、取扱者、補助者及び現金出納簿登記者の印影が記録されている。

- (b) これらの情報のうち、「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄に記録された印影は、警部以上の職にある捜査員でない警察職員が、会計

処理の決裁あるいは確認をするために押印しているものと認められる。

また、所属長名についても、本件請求が所属を特定して行われていることが認められる。

諮問実施機関は、前記 b (b) と同様に、所属長名、「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄の印影を部分的に開示することにより、部分開示された支払精算書の枚数を通じて、当該所属の捜査活動の実態が明らかとなるおそれ、その進展状況が推察されるおそれがあると説明する。

ところで、支払精算書は、個別の事件等を担当している捜査員等が、所属長に対して、当該月における個別の事件等の捜査費の精算を報告するために作成するものであることが認められる。

そこで、所属長名、「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄に記録された印影を部分的に開示することにより、部分開示された支払精算書の枚数と月別の捜査費の入出状況等を照合すると、個別の捜査費の入出が推認されるおそれは否定できない。

そうすると、所属長名、「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄に記録された印影は、前記(ア) f (a) 及び(b) でした判断のとおり、諮問実施機関の説明が合理性を持つものとして許容される限度内のものと認められる。

よって、所属長名、「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄に記録された印影は、本号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (c) 上記(b) 以外の情報については、個別の事件名や聞き込み等の捜査所在地などが記録されているほか、情報提供者等に謝礼をした場合には、その氏名等が記録されており、いずれも個別の捜査費の支出に関するものである。

そうすると、上記(b) 以外の情報は、公にすることにより、前記(ア) f でした判断のとおり、諮問実施機関の説明が合理性を持つものとして許容される限度内のものと認められる。

また、情報提供者等の氏名等は、捜査員と情報提供者等をよく知る者によって、この捜査員と情報提供者等の行動の日時と捜査費支払の日時、金額等とが突き合わされると、当該情報提供者等が捜査に協力したことが推定される可能性があり、そうなる場合は当該情報提供者等が犯人等から報復されるおそれがあるものといえる。

よって、上記(b) 以外の情報は、個別の捜査費の支払に関するものであり、諮問実施機関の説明が合理性を持つものとして許容される限度内のものと認められ、本号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- d 領収書

領収書は、捜査費の個別の執行の過程において取得する文書であり、捜査費の支払事実を証明するために、捜査員等が支払精算書に添付するものである。当該文書には、年月日、金額、住所、氏名及び印影が記録されている。

これらの情報は、個別の捜査費の支払に関するものであることから、前記c(c) でした判断のとおり、諮問実施機関の説明が合理性を持つものとして許容される限度内のものであると認められ、本号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 捜査諸雑費に関する証拠書類

a 月分捜査費総括表

月分捜査費総括表は、一般捜査費証拠書類の捜査費総括表と同一の文書であることから、前記 (イ) a のとおり、本号に該当せず開示すべきである。

b 捜査費支出伺

(a) 捜査費支出伺は、各所属長が中間交付者を經由して各捜査員に捜査諸雑費を交付する際に作成する文書であり、個別の支出事由、捜査費の交付を受ける中間交付者である捜査員の官職、氏名、交付する金額、交付年月日、支出伺の年月日、交付する合計金額及び所属名のほか、取扱者、補助者及び現金出納簿登記者の印影が記録されている。

(b) これらの情報のうち、「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄に記録された印影並びに所属名は、前記(イ)b(b) でした判断のとおり、本号に該当するとする諮問実施機関の説明は、理由がなく、開示すべきである。

(c) 上記(b)以外の情報については、特定の事件名の記録はないものの、捜査員の数の記録があるなど、個別の捜査費の支払に関するものであり、前記(ア) f (a) 及び(b) でした判断のとおり、諮問実施機関の説明が合理性を持つものとして許容される限度内のものであると認められ、本号に該当し、不開示とすることが妥当である。

c 捜査費交付書兼支払精算書

(a) 捜査費交付書兼支払精算書は、中間交付者が各所属長に捜査諸雑費の交付及び精算を報告するための文書であり、捜査諸雑費の中間工夫者である捜査員から各捜査員に交付する時点で、交付を受ける捜査員の官職、氏名、交付年月日、交付額が記録されるとともに、これを精算する時点で、捜査諸雑費の実際の支払額、返納額及び確認印が記録される。このほかに、取扱者、補助者及び出納簿登記者の印影、作成年月日、報償費交付及び支払精算の宛名、中間交付者である捜査員の官職、氏名及び印影、捜査報償費の受領年月日、既受領額、交付額、支払額及び返納額が記録されている。

(b) これらの情報のうち、「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄

に記録された印影並びに所属長名については、前記(イ) c (b) でした判断のとおり、諮問実施機関の説明が合理性を持つものとして許容される限度内のものであると認められ、本号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (c) 上記(b)以外の情報については、個別の捜査費の入出に関するものであることから、前記(ア) f (a) 及び (b) でした判断のとおり、諮問実施機関の説明が合理性を持つものとして許容される限度内のものであると認められ、本号に該当し、不開示とすることが妥当である。

d 支払伝票

- (a) 支払伝票は、各捜査員が執行した捜査報償費の精算を行うために作成する文書であり、捜査員の官職、氏名及び印影、支払年月日、支払金額、支払先、支払事由並びに作成年月日等が記録されている。

- (b) これらの情報は、個別の事件名や聞き込み等の捜査所在地などのほか、情報提供者等に謝礼をされた場合の情報提供者等の氏名であり、いずれも個別の捜査費の支出に関するものである。

よって、これらの情報は、個別の捜査費の支払に関するものであることから、前記(イ)c(c) でした判断のとおり、諮問実施機関の説明が合理性を持つものとして許容される限度内のものであると認められ、本号に該当し、不開示とすることが妥当である。

e 領収書等

領収書等は、捜査諸雑費の個別の執行の過程において取得する文書であり、捜査諸雑費の支払事実を証明するために、捜査員が支払伝票に添付するものである。当該文書には、年月日、金額、住所、氏名及び印影が記録されている。

これらの情報は、個別の捜査費の支払に関するものであることから、前記(イ)c(c)の理由により、諮問実施機関の説明が合理性を持つものとして許容される限度内のものであると認められ、本号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 条例第8条第2号該当性について

- ア 当審査会は、実施機関が本号に該当するとして不開示とした部分のうち、支払精算書の添付書類として、激励慰労費の精算に当たり作成された激励慰労会出席者名簿以外の捜査員及び情報提供者等の氏名等は、前記(1)で判断したとおり、いずれも個別の事件等の捜査情報として条例第8条第4号に該当するものであると認められることから、本号該当性について判断しない。

よって、激励慰労費の精算に当たり作成された激励慰労会出席者名簿について、以下、本号該当性を検討する。

- イ 激励慰労会出席者名簿は、激励慰労費（一般捜査費）の精算に当たり作成する

文書であり、激励慰労会に参加した者の所属、分掌、階級及び氏名が記録されている。

このうち、実施機関が開示とした部分は、警部補以下の階級にある警察官の氏名である。

警部補以下の階級にある警察官の氏名は、本件決定時に適用されていた特例規則により、職員の職務遂行に係る県の機関に属する職員の氏名から除かれていることが認められる。

よって、本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

- (3) 本件決定において実施機関が開示とした部分に関する条例第8条該当性の判断は以上のとおりである。

なお、本件文書中の個別の開示すべき部分は、別表1のとおりである。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、他の都道府県の警察の事例における捜査費の全体的な使用状況等からみて、本県警察本部の捜査費もその支出は架空であることから、条例第8条第2号及び第4号の開示理由に該当しないと主張する。

当審査会は、捜査費の支出が架空かどうかを直接判断するものではなく、あくまで実施機関の開示・不開示の判断が妥当かどうか等について判断するものである。

本件について、審査請求人は、他の都道府県の警察の事例を引用するものの、本県警察本部における不正な経理が行われた具体的な証拠は示されていない。

また、本件審査請求の当審査会への諮問等は、実施機関の上級庁である諮問実施機関から行われており、諮問実施機関は、平成17年7月27日に開催された公安委員会会議等において、本件捜査費の支出が架空であるとは認めていない。

よって、審査請求人の主張は採用することはできない。

#### 5 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別表 1

- 1 生活安全部少年課における平成15年度現金出納簿（県費）の不開示とした部分のうち、
  - (1) 4月分の捜査費の受入に係る「収入金額」欄、「支払金額」欄、「差引残高」欄の記載事項
  - (2) 月分計及び累計に係る「年月日」欄、「摘要」欄、「収入金額」欄、「支払金額」欄、「差引残高」欄の記載事項及び締めに係る印影
  - (3) 取扱者の交替に伴う事務引継ぎに係る記述、年月日、取扱者の職・氏名の記載事項及び印影
  - (4) 取扱者の交替に伴う月日までの計及び累計に係る「年月日」欄、「摘要」欄、「収入金額」欄、「支払金額」欄及び「差引残高」欄の記載事項
  - (5) 次葉への繰越に係る「収入金額」欄、「支払金額」欄、「差引残高」欄の記載事項及び前葉より繰越に係る「年月日」欄、「収入金額」欄、「支払金額」欄、「差引残高」欄の記載事項
- 2 交通部交通指導課における平成15年度現金出納簿（県費）の不開示とした部分のうち、
  - (1) 4月分の捜査費の受入に係る「収入金額」欄、「支払金額」欄、「差引残高」欄の記載事項及び4月分を除く月分の捜査費の受入に係る「年月日」欄、「摘要」欄、「収入金額」欄、「支払金額」欄の記載事項
  - (2) 月分計及び累計に係る「年月日」欄、「摘要」欄、「収入金額」欄、「支払金額」欄、「差引残高」欄の記載事項及び締めに係る印影
  - (3) 取扱者の交替に伴う事務引継ぎに係る記述、年月日、取扱者の職・氏名の記載事項及び印影
  - (4) 取扱者の交替に伴う月日までの計及び累計に係る「年月日」欄、「摘要」欄、「収入金額」欄、「支払金額」欄及び「差引残高」欄の記載事項
  - (5) 3頁の次葉への繰越に係る「収入金額」欄、「支払金額」欄、「差引残高」欄の記載事項及び4頁から6頁の前葉より繰越に係る「年月日」欄、「収入金額」欄、「支払金額」欄、「差引残高」欄の記載事項
  - (6) 激励慰労費の交付に係る「年月日」欄、「摘要」欄、「収入金額」欄及び「支払金額」欄の記載事項
- 3 生活安全部少年課及び交通部交通指導課における平成15年度県費捜査費証拠書類のうち、
  - (1) 月分捜査費総括表の不開示とした部分全て
  - (2) 捜査費支出伺の所属名、「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄の印影



別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 7. 27	諮問書の受理
17. 9. 8	諮問実施機関の理由説明書の受理
17. 11. 30	審議
17. 12. 21	審議 諮問実施機関から不開示理由の聴取
18. 1. 24	審議
18. 2. 21	審議
18. 3. 28	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学教授	部会長職務 代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成18年3月28日現在)